

特定商取引に関する法律の一部改正に伴う不適正な取引行為の改正について

項目	特定商取引に関する法律	千葉市消費生活条例・規則	
	改正後の条文	現行の規定	改正後の規定(案)
1 事業者名・勧誘目的等の明示義務	<p>第58条の5 購入業者は、訪問購入をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、購入業者の氏名又は名称、売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る物品の種類を明らかにしなければならない。</p>	<p>千葉市消費生活条例第18条第1項第1号 消費者に対して、販売の意図を隠し、商品若しくはサービスに関する重要な情報であって事業者が保有し、若しくは保有し得るものを提供せず、契約締結の意思を形成する上で重要な事項について誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的な判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>千葉市消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」第1項第1号 商品若しくはサービスの販売の意図を明らかにせず、若しくは商品若しくはサービスの販売以外のことを主要な目的であるかのように告げて消費者に接近し、又はそのような広告等を用いて消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>第1項第9号 商品又はサービスの取引に際し、事業者の氏名、住所、連絡先等自らを特定する情報を明らかにせず、又はこれらについて虚偽の内容を示して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p>	<p>千葉市消費生活条例第18条第1項第1号 消費者に対して、商品等の販売若しくは訪問購入の意図を隠し、当該取引に関する重要な情報であって事業者が保有し、若しくは保有し得るものを提供せず、契約締結の意思を形成する上で重要な事項について誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的な判断を提供して、契約の締結を勧誘し、若しくは契約を締結させること、又は、訪問購入に関しては、契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げること。</p> <p>千葉市消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」第1項第1号 商品若しくはサービス(以下「商品等」という。)の販売若しくは訪問購入の意図を明らかにせず、若しくは当該取引以外のことを主要な目的であるかのように告げて消費者に接近し、又はそのような広告等を用いて消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>第1項第9号 商品等又は訪問購入に係る取引に際し、事業者の氏名、住所、連絡先等自らを特定する情報を明らかにせず、又はこれらについて虚偽の内容を示して、契約の締結を勧誘し、若しくは契約を締結させること、又は、訪問購入に関しては、契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げること。</p>
2 不招請勧誘の禁止	<p>第58条の6第1項 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結についての勧誘の要請をしていない者に対し、営業所等以外の場所において、当該売買契約の締結について勧誘をし、又は勧誘を受ける意思の有無を確認してはならない。</p>	[規定なし]	<p>【新規追加】</p> <p>千葉市消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」第2項第14号 訪問購入に係る契約の締結についての勧誘の要請をしていない消費者に対し、営業所等以外の場所において勧誘を受ける意思の有無を確認し、又は、契約の締結を勧誘すること。</p>
3 勧誘を受ける意思の確認の義務	<p>第58条の6第2項 2 購入業者は、訪問購入をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで勧誘をしてはならない。</p>	[規定なし]	<p>【新規追加】</p> <p>千葉市消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」第2項第15号 訪問購入に係る勧誘に先立つて、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認しないで勧誘すること。</p>
4 再勧誘の禁止	<p>第58条の6第3項 3 購入業者は、訪問購入に係る売買契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約の締結について勧誘をしてはならない。</p>	<p>千葉市消費生活条例第18条第1項第2号 消費者の自発的な意思を待つことなく執ように説得し、当該消費者の取引に関する知識若しくは判断力の不足に乘じ、若しくは消費者を心理的に不安な状態に陥らせる等して、契約の締結を勧誘し、又はこれらにより消費者の十分な意思の形成がないまま契約を締結させること。</p> <p>千葉市消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」第2項第2号 消費者の意に反して、反復して電話、ファクシミリ、電子メールその他の電気通信手段若しくははがき、封書等の文書を用いて連絡し、又は住居、店舗等において執よう又は強引に、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p>	<p>千葉市消費生活条例第18条第1項第2号 消費者の自発的な意思を待つことなく執ように説得し、当該消費者の取引に関する知識若しくは判断力の不足に乘じ、若しくは消費者を心理的に不安な状態に陥らせる等して、契約の締結を勧誘し、若しくはこれらにより消費者の十分な意思の形成がないまま契約を締結させること、又は、訪問購入に関しては、契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げること。</p> <p>千葉市消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」第2項第2号 消費者の意に反して、反復して電話、ファクシミリ、電子メールその他の電気通信手段若しくははがき、封書等の文書を用いて連絡し、又は住居、店舗等において執よう又は強引に、契約の締結を勧誘し、若しくは契約を締結させること、又は、訪問購入に関しては、契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げること。</p>
5 訪問購入における書面の交付義務	<p>第58条の7 購入業者は、営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受けたときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約を締結した場合においては、この限りでない。</p> <p>一 物品の種類 二 物品の購入価格 三 物品の代金の支払の時期及び方法 四 物品の引渡時期及び引渡しの方法 五 第五十八条の十四第一項の規定による売買契約の申込みの撤回又は売買契約の解除に関する事項(同条第二項から第五項までの規定に関する事項を含む。) 六 第五十八条の十五の規定による物品の引渡しの拒絶に関する事項 七 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項</p> <p>第58条の8 購入業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく(前条ただし書に規定する場合に該当するときは、直ちに)、主務省令で定めるところにより、同条各号の事項(同条第五号の事項については、売買契約の解除に関する事項に限る。)についてその売買契約の内容を明らかにする書面をその売買契約の相手方に交付しなければならない。</p> <p>一 営業所等以外の場所において、物品につき売買契約を締結したとき(営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を締結したときを除く。) 二 営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受け、営業所等においてその売買契約を締結したとき。</p> <p>2 購入業者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、その売買契約を締結した際に、代金を支払い、かつ、物品の引渡しを受けたときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第一号及び第二号の事項並びに同条第五号の事項のうち売買契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面をその売買契約の相手方に交付しなければならない。</p>	[規定なし]	<p>【新規追加】</p> <p>千葉市消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」第1項第11号 消費者に法令等で交付することが義務付けられている書面を交付することなく、契約の申込み、又は契約を締結させること。</p>
6 物品の引渡しの拒絶に関する告知	<p>第58条の9 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の相手方から直接物品の引渡しを受ける時は、その売買契約の相手方に対し、第五十八条の十四第一項ただし書に規定する場合を除き、当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げなければならない。</p>	<p>千葉市消費生活条例第18条第1項第1号<<再掲>> 消費者に対して、販売の意図を隠し、商品若しくはサービスに関する重要な情報であって事業者が保有し、若しくは保有し得るものを提供せず、契約締結の意思を形成する上で重要な事項について誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的な判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>千葉市消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」第1項第2号 商品又はサービスに関し、その品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組みその他の取引に関する重要な情報であって事業者が保有し、若しくは保有しうるものを消費者に提供しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p>	<p>千葉市消費生活条例第18条第1項第1号<<再掲>> 消費者に対して、商品等の販売若しくは訪問購入の意図を隠し、当該取引に関する重要な情報であって事業者が保有し、若しくは保有し得るものを提供せず、契約締結の意思を形成する上で重要な事項について誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的な判断を提供して、契約の締結を勧誘し、若しくは契約を締結させること、又は、訪問購入に関しては、契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げること。</p> <p>千葉市消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」第1項第2号 商品等又は訪問購入に関し、その品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組みその他の取引に関する重要な情報であって事業者が保有し、若しくは保有しうるものを消費者に提供しないで、契約の締結を勧誘し、若しくは契約を締結させること、又は、訪問購入に関しては、契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げること。</p>

<p>7 勧誘・解約妨害・物品の引渡しのための不実告知・事実不告知の禁止</p>	<p>第58条の10 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。</p> <p>一 物品の種類及びその性能又は品質その他これらに類するものとして主務省令で定める事項</p> <p>二 物品の購入価格</p> <p>三 物品の代金の支払の時期及び方法</p> <p>四 物品の引渡時期及び引渡しの方法</p> <p>五 当該売買契約の申込みの撤回又は当該売買契約の解除に関する事項（第五十八条の十四第一項から第五項までの規定に関する事項を含む。）</p> <p>六 第五十八条の十五の規定による物品の引渡しの拒絶に関する事項</p> <p>七 顧客が当該売買契約の締結を必要とする事情に関する事項</p> <p>八 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約に関する事項であつて、顧客又は売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの</p> <p>2 購入業者は、訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、前項第一号から第六号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。</p> <p>4 購入業者は、訪問購入に係る物品の引渡しを受けるため、物品の引渡時期その他物品の引渡しに関する事項であつて、売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。</p> <p>【参考】省令第51条 法第58条の10第1項第1号の主務省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品の効能 ・物品の商標、製造者名及び販売者名 ・物品の購入数量 	<p>千葉市消費生活条例第18条第1項第1号<<再掲>> 消費者に対して、販売の意図を隠し、商品若しくはサービスに関する重要な情報であつて事業者が保有し、若しくは保有し得るものを提供せず、契約締結の意思を形成する上で重要な事項について誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的な判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>千葉市消費生活条例第18条第1項第6号 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張（以下これを「申込みの撤回等」という。）に際し、当該申込みの撤回等を妨げて契約の成立若しくは存続を強要し、又は申込みの撤回等が有効に行われたにもかかわらず、当該申込みの撤回等によって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させること。</p> <p>千葉市消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」 第1項第2号<<再掲>> 商品又はサービスに関し、その品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組みその他の取引に関する重要な情報であつて事業者が保有し、若しくは保有しうるものを消費者に提供しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>第1項第3号 商品又はサービスの取引に際し、消費者が契約締結の意思を決定する上で重要な事項について、事実と異なること、又は誤信させるような事実を告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>第1項第4号 商品又はサービスの取引に際し、将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>第1項第6号 商品又はサービスの品質、内容又は取引条件が実際のもの又は他の事業者により提供されるものと比較し、著しく優良又は有利であると消費者を誤信させるような表現を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>第1項第8号 商品又はサービスの購入、利用又は設置が法令等により義務づけられているかのように説明して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p>	<p>千葉市消費生活条例第18条第1項第1号<<再掲>> 消費者に対して、商品等の販売若しくは訪問購入の意図を隠し、当該取引に関する重要な情報であつて事業者が保有し、若しくは保有し得るものを提供せず、契約締結の意思を形成する上で重要な事項について誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的な判断を提供して、契約の締結を勧誘し、若しくは契約を締結させること、又は、訪問購入に関しては、契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げること。</p> <p>千葉市消費生活条例第18条第1項第6号 現行の規定で対応可能</p> <p>千葉市消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」 第1項第2号<<再掲>> 商品等又は訪問購入に関し、その品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組みその他の取引に関する重要な情報であつて事業者が保有し、若しくは保有しうるものを消費者に提供しないで、契約の締結を勧誘し、若しくは契約を締結させること、又は、訪問購入に関しては、契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げること。</p> <p>第1項第3号 商品等又は訪問購入に係る取引に際し、消費者が契約締結の意思を決定する上で重要な事項について、事実と異なること、又は誤信させるような事実を告げて、契約の締結を勧誘し、若しくは契約を締結させること、又は、訪問購入に関しては、契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げること。</p> <p>第1項第4号 商品等又は訪問購入に係る取引に際し、将来における不確実な事項について断定的判断を提供して、契約の締結を勧誘し、若しくは契約を締結させること、又は、訪問購入に関しては、契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げること。</p> <p>第1項第6号 商品等又は訪問購入に係る物品の品質、内容又は取引条件が実際のもの又は他の事業者により提供されるものと比較し、著しく優良又は有利であると消費者を誤信させるような表現を用いて、契約の締結を勧誘し、若しくは契約を締結させること、又は、訪問購入に関しては、契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げること。</p> <p>第1項第8号 商品等の購入、利用又は設置が法令等により義務づけられているかのように説明して、契約の締結を勧誘し、若しくは契約を締結させること、又は、訪問購入に関しては、契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げること。</p>
<p>8 勧誘・解約妨害・物品の引渡しのための威迫・困惑の禁止</p>	<p>第58条の10</p> <p>3 購入業者は、訪問購入に係る売買契約を締結させ、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。</p> <p>5 購入業者は、訪問購入に係る物品の引渡しを受けるため、人を威迫して困惑させてはならない。</p>	<p>千葉市消費生活条例第18条第1項第2号<<再掲>> 消費者の自発的な意思を待つことなく執ように説得し、当該消費者の取引に関する知識若しくは判断力の不足に乘じ、若しくは消費者を心理的に不安な状態に陥らせる等して、契約の締結を勧誘し、又はこれらにより消費者の十分な意思の形成がないまま契約を締結させること。</p> <p>千葉市消費生活条例第18条第1項第4号 消費者又はその関係人を欺き、威迫し、困惑させる等の不当な手段を用いて、消費者又はその関係人に契約（契約の成立又はその内容について当事者間で争いのあるものを含む。）に基づく債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。</p> <p>千葉市消費生活条例第18条第1項第6号<<再掲>> 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張（以下これを「申込みの撤回等」という。）に際し、当該申込みの撤回等を妨げて契約の成立若しくは存続を強要し、又は申込みの撤回等が有効に行われたにもかかわらず、当該申込みの撤回等によって生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させること。</p> <p>千葉市消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」 第2項第1号 消費者の意に反して長時間にわたり、若しくは反復して、又は威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>第4項第1号 消費者、その保証人その他の法律上支払義務のある者（以下「消費者等」という。）を欺き、威迫し、若しくは困惑させ、又は早朝若しくは深夜等の消費者が迷惑を覚える時間帯における正当な理由のない電話若しくは訪問その他の不当な手段を用いて、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。</p>	<p>千葉市消費生活条例第18条第1項第2号<<再掲>> 消費者の自発的な意思を待つことなく執ように説得し、当該消費者の取引に関する知識若しくは判断力の不足に乘じ、若しくは消費者を心理的に不安な状態に陥らせる等して、契約の締結を勧誘し、若しくはこれらにより消費者の十分な意思の形成がないまま契約を締結させること、又は、訪問購入に関しては、契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げること。</p> <p>千葉市消費生活条例第18条第1項第4号 現行の規定で対応可能</p> <p>千葉市消費生活条例第18条第1項第6号<<再掲>> 現行の規定で対応可能</p> <p>千葉市消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」 第2項第1号 消費者の意に反して長時間にわたり、若しくは反復して、又は威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、若しくは契約を締結させること、又は、訪問購入に関しては、契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げること。</p> <p>第4項第1号 現行の規定で対応可能</p>
<p>9 第三者への物品の引渡しについての消費者に対する通知</p>	<p>第58条の11 購入業者は、第58条の8第1項各号のいずれかに該当する売買契約の相手方から物品の引き渡しを受けた後に、第三者に当該物品を引渡したときは、第58条の14第1項ただし書に規定する場合（クーリング・オフ期間が終了した場合）を除き、その旨及びその引渡しに関する事項として主務省令で定める事項を、遅滞なく、その売買契約の相手方に通知しなければならない。</p>	<p>[規定なし]</p>	<p>【新規追加】</p> <p>千葉市消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」 第6項第8号 訪問購入において、事業者と売買契約を締結した消費者のクーリング・オフの権利の行使の期間内にあるにも関わらず、消費者から引き渡しを受けた物品を第三者に引き渡した旨及びその引き渡しに関する事項として特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第58条の11で定める事項を、遅滞なく、消費者に対し通知すべきところを怠ること。</p>
<p>10 物品の引渡しを受ける第三者に対する通知</p>	<p>第58条の11の2 購入業者は、第58条の8第1項各号のいずれかに該当する売買契約の相手方から物品の引き渡しを受けた後に、第58条の14第1項ただし書に規定する場合（クーリング・オフ期間が終了した場合）以外の場合において第三者に当該物品を引き渡すときは、主務省令で定めるところにより、同項の規定により当該物品の売買契約が解除された旨又は解除されることがある旨を、その第三者に通知しなければならない。</p> <p>【参考】省令第53条第1項 法第58条の11の2の規定による通知は、書面により行わなければならない。</p>	<p>[規定なし]</p>	<p>【新規追加】<<再掲>></p> <p>千葉市消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」 第1項第11号 消費者に法令等で交付することが義務づけられている書面を交付することなく、契約の申込み、又は契約を締結させること。</p>

<p>11 その他消費者トラブルとなり得る勧誘行為の規制</p> <p>第58条の12 主務大臣は、購入業者が第58条の5から前条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その購入業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。 一 訪問購入に係る売買契約に基づく債務又は訪問購入に係る売買契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。 二 訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、当該売買契約に関する事項であつて、顧客又は売買契約の相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの(第58条の10第1項第1号から第6号までに掲げるものを除く。)につき、故意に事実を告げないこと。 三 前2号に掲げるもののほか、訪問購入に関する行為であつて、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの</p> <p>【参考】省令第54条 法第58条の12第3号の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げるものとする。 ・訪問購入に係る売買契約の締結について迷惑を覚えさせるような仕方で勧誘をし、迷惑を覚えさせるような仕方で訪問購入に係る物品の引渡しを受け、又は訪問購入に係る売買契約の申込みの撤回、解除若しくは法第58条の15の規定による物品の引渡しの拒絶について迷惑を覚えさせるような仕方でこれを妨げること。 ・老人その他の者の判断力の不足に乘じ、訪問購入に係る売買契約を締結させ、又は訪問購入に係る物品の引渡しをさせること。 ・顧客の知識及び経験に照らして不適当と認められる勧誘を行うこと。 ・訪問購入に係る売買契約を締結するに際し、当該契約に係る書面に年齢、職業その他の事項について虚偽の記載をさせること。 ・訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするため、道路その他の公共の場所において、顧客の進路に立ちふさがり、又は顧客につきまとうこと。</p> <p>第58条の14 購入業者が営業所等以外の場所において物品につき売買契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は購入業者が営業所等以外の場所において物品につき売買契約を締結した場合(営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約を締結した場合を除く。)におけるその売買契約の相手方(以下この条及び次条において「申込者等」という。)は、書面によりその売買契約の申込みの撤回又はその売買契約の解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。ただし、申込者等が第58条の8の書面を受領した日(その日前に第58条の7の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日)から起算して8日を経過した場合(申込者等が、購入業者が第58条の10第1項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は購入業者が同条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該申込者等が、当該購入業者が主務省令で定めるところにより当該売買契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して8日を経過した場合)においては、この限りでない。</p>	<p>千葉市消費生活条例第18条第1項第1号<再掲> 消費者に対して、販売の意図を隠し、商品若しくはサービスに関する重要な情報であつて事業者が保有し、若しくは保有し得るものを提供せず、契約締結の意思を形成する上で重要な事項について誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的な判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>千葉市消費生活条例第18条第1項第2号<再掲> 消費者の自発的な意思を待つことなく執ように説得し、当該消費者の取引に関する知識若しくは判断力の不足に乘じ、若しくは消費者を心理的に不安な状態に陥らせる等して、契約の締結を勧誘し、又はこれらにより消費者の十分な意思の形成がないまま契約を締結させること。</p> <p>千葉市消費生活条例第18条第1項第5号 契約又は法令の規定に基づく債務について、正当な理由なく完全な履行をせず、消費者の正当な根拠に基づく履行の請求に対して適切な対応をすることなく履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させ、取引条件を一方的に変更し、又は消費者への事前の通知をすることなく履行を中止すること。</p> <p>千葉市消費生活条例第18条第1項第6号<再掲> 消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張(以下これらを「申込みの撤回等」という。)に際し、当該申込みの撤回等を妨げて契約の成立若しくは存続を強要し、又は申込みの撤回等が有効に行われたにもかかわらず、当該申込みの撤回等によつて生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させること。</p> <p>千葉市消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」 第1項第1号<再掲> 商品若しくはサービスの販売の意図を明らかにせず、若しくは商品若しくはサービスの販売以外のことを主要な目的であるかのように告げて消費者に接近し、又はそのような広告等を用いて消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>第1項第2号<再掲> 商品又はサービスに関し、その品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組みその他の取引に関する重要な情報であつて事業者が保有し、若しくは保有しうるものを消費者に提供しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>第2項第1号<再掲> 消費者の意に反して長時間にわたり、若しくは反復して、又は威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>第2項第2号<再掲> 消費者の意に反して、反復して電話、ファクシミリ、電子メールその他の電気通信手段若しくははがき、封書等の文書を用いて連絡し、又は住居、店舗等において執よう又は強引に、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>第2項第3号 路上その他の場所において消費者を呼び止め、消費者の意に反して、その場で、又は営業所若しくはその他の場所へ誘引して、執ように説得し、又は威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>第2項第4号 消費者の意に反して、早朝、深夜その他の消費者が正常な判断をすることが困難な状態のときに、消費者に電話をかける等の迷惑を覚えさせるような方法で連絡し、又は訪問して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>第2項第5号 消費者が契約を締結する意思がない旨を表示しているにもかかわらず、又はその意思を表示する機会を与えず、電話をかけて一方的に契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>第2項第6号 消費者の年齢、職業、収入その他の契約を締結する上で重要性を有する事項について偽るようそのかして、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>第2項第7号 消費者の取引に関する知識又は判断力、経験等の不足に乘じて、取引の内容、条件、仕組み等について必要な説明をせずに、消費者に不当な不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>第3項第3号 消費者が購入の意思表示をした主たる商品若しくはサービスと異なるもの又は消費者が表示した年齢、職業、収入等とは異なる事項を記載した契約書を作成して、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。</p> <p>第5項第1号 履行期限を過ぎても契約に基づく債務の完全な履行をせず、消費者からの再三の履行の督促に対して適切な対応をすることなく、商品又はサービスを契約の趣旨に従つて提供しないこと。</p> <p>第5項第2号 履行期限を過ぎても契約に基づく債務の完全な履行をせず、消費者からの再三の履行の督促に対して適切な対応をすることなく、商品又はサービスを契約の趣旨に従つて提供しないこと。</p> <p>第6項第1号 消費者のクーリング・オフの権利(割賦販売法(昭和36年法律第159号)第35条の3の10第1項本文、第35条の3の11第1項から第3項(ただし書を除く。))まで及び第35条の3の12第1項本文並びに特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第9条第1項本文、第9条の2第1項本文及び第24条第1項本文に規定する契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利、特定商取引に関する法律第40条第1項、第48条第1項及び第58条第1項に規定する契約の解除を行う権利その他これらに類する権利で、法令の規定又は契約により認められたものをいう。以下同じ。)の行使に際して、これを拒否し、若しくは黙殺し、威迫し、又は術策、甘言等を用いて、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。</p>	<p>千葉市消費生活条例第18条第1項第1号<再掲> 消費者に対して、<u>商品等の販売若しくは訪問購入</u>の意図を隠し、当該取引に関する重要な情報であつて事業者が保有し、若しくは保有し得るものを提供せず、契約締結の意思を形成する上で重要な事項について誤信を招く情報を提供し、又は将来における不確実な事項について断定的な判断を提供して、契約の締結を勧誘し、若しくは契約を締結させること、<u>又は、訪問購入に関しては、契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げること。</u></p> <p>千葉市消費生活条例第18条第1項第2号<再掲> 消費者の自発的な意思を待つことなく執ように説得し、当該消費者の取引に関する知識若しくは判断力の不足に乘じ、若しくは消費者を心理的に不安な状態に陥らせる等して、契約の締結を勧誘し、<u>若しくはこれらにより消費者の十分な意思の形成がないまま契約を締結させること、又は、訪問購入に関しては、契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げること。</u></p> <p>千葉市消費生活条例第18条第1項第5号 現行の規定で対応可能</p> <p>千葉市消費生活条例第18条第1項第6号<再掲> 現行の規定で対応可能</p> <p>千葉市消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」 第1項第1号<再掲> 商品若しくはサービス(以下「商品等」という。)の販売<u>若しくは訪問購入</u>の意図を明らかにせず、若しくは<u>当該取引</u>以外のことを主要な目的であるかのように告げて消費者に接近し、又はそのような広告等を用いて消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p> <p>第1項第2号<再掲> 商品等<u>又は訪問購入</u>に関し、その品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組みその他の取引に関する重要な情報であつて事業者が保有し、若しくは保有しうるものを消費者に提供しないで、契約の締結を勧誘し、<u>若しくは契約を締結させること、又は、訪問購入に関しては、契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げること。</u></p> <p>第2項第1号<再掲> 消費者の意に反して長時間にわたり、若しくは反復して、又は威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、<u>若しくは契約を締結させること、又は、訪問購入に関しては、契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げること。</u></p> <p>第2項第2号<再掲> 消費者の意に反して、反復して電話、ファクシミリ、電子メールその他の電気通信手段若しくははがき、封書等の文書を用いて連絡し、又は住居、店舗等において執よう又は強引に、契約の締結を勧誘し、<u>若しくは契約を締結させること、又は、訪問購入に関しては、契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げること。</u></p> <p>第2項第3号 路上その他の場所において消費者を呼び止め、消費者の意に反して、その場で、又は営業所若しくはその他の場所へ誘引して、執ように説得し、又は威圧的な言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、<u>若しくは契約を締結させること、又は、訪問購入に関しては、契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げること。</u></p> <p>第2項第4号 消費者の意に反して、早朝、深夜その他の消費者が正常な判断をすることが困難な状態のときに、消費者に電話をかける等の迷惑を覚えさせるような方法で連絡し、又は訪問して、契約の締結を勧誘し、<u>若しくは契約を締結させること、又は、訪問購入に関しては、契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げること。</u></p> <p>第2項第5号 現行の規定で対応可能</p> <p>第2項第6号 現行の規定で対応可能</p> <p>第2項第7号 現行の規定で対応可能</p> <p>第3項第3号 消費者が購入<u>若しくは売却</u>の意思表示をした主たる商品等<u>若しくは物品</u>と異なるもの又は消費者が表示した年齢、職業、収入等とは異なる事項を記載した契約書を作成して、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること、<u>又は、訪問購入に関しては、契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げること。</u></p> <p>第5項第1号 履行期限を過ぎても契約に基づく債務の完全な履行をせず、消費者からの再三の履行の督促に対して適切な対応をすることなく、商品等を契約の趣旨に従つて提供しないこと。</p> <p>第5項第2号 現行の規定で対応可能</p> <p>第6項第1号 消費者のクーリング・オフの権利(割賦販売法(昭和36年法律第159号)第35条の3の10第1項本文、第35条の3の11第1項から第3項(ただし書を除く。))まで及び第35条の3の12第1項本文並びに特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第9条第1項本文、第9条の2第1項本文、第24条第1項本文及び第58条の14第1項本文に規定する契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利、特定商取引に関する法律第40条第1項、第48条第1項及び第58条第1項に規定する契約の解除を行う権利その他これらに類する権利で、法令の規定又は契約により認められたものをいう。以下同じ。)の行使に際して、これを拒否し、若しくは黙殺し、威迫し、又は術策、甘言等を用いて、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。</p>
--	---	---

	<p>第6項第2号 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、口頭による行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。</p> <p>第6項第4号 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、手数料、送料、サービスの対価その他の法令上根拠のない費用の要求をして、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。</p> <p>第6項第6号 前各号に規定するもののほか、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張に際し、これを不当に拒否し、不当な違約金、損害賠償金等を要求し、又は威迫する等して、契約の成立又は存続を強要すること。</p> <p>第6項第7号 消費者のクーリング・オフの権利の行使その他契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、法律上その義務とされる返還義務、原状回復義務、損害賠償義務等の履行を正当な理由なく拒否し、又はいたずらに遅延させること。</p>	<p>第6項第2号 現行の規定で対応可能</p> <p>第6項第4号 現行の規定で対応可能</p> <p>第6項第6号 現行の規定で対応可能</p> <p>第6項第7号 現行の規定で対応可能</p>
--	--	---

その他の条例・規則一部改正について

定義	[現行条例では規定が無いため新たに定義の規定を設ける]	<p>[新規追加]</p> <p>この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)商品等 消費者が消費生活において使用する物及び消費者が消費生活を営むうえで利用する役務並びにその他消費者が消費生活を営むうえで使用し、又は利用するものうち、商品以外のものをいう。 (2)消費者 事業者が供給する商品等を使用して生活する者及び特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第58条の4に規定する訪問購入(同法第58条の17第1項各号に規定するものを除く。以下「訪問購入」という。)に係る購入業者の相手方をいう。 (3)事業者 商品等の供給に関して商業、工業、サービス業その他の事業を行う者及び前号の購入業者をいう。</p>
事業者の責務	<p>千葉市消費生活条例第4条第1項 事業者は、第2条の基本理念にかんがみ、その供給する商品及びサービスについて、次に掲げる責務を有する。 (1)消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。 (2)必要な情報を明確かつ平易に提供すること。 (3)消費者との取引に際して、消費者の年齢、知識、経験、財産の状況等に配慮すること。 (4)消費者との取引に際して生じた苦情を適切かつ迅速に処理すること。</p>	<p>千葉市消費生活条例第4条第1項 事業者は、第2条の基本理念にかんがみ、消費者との間で行う取引について、次に掲げる責務を有する。 (1)消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。 (2)必要な情報を明確かつ平易に提供すること。 (3)消費者との取引に際して、消費者の年齢、知識、経験、財産の状況等に配慮すること。 (4)消費者との取引に際して生じた苦情を適切かつ迅速に処理すること。</p>
不適正な取引行為の禁止【不当な内容の契約締結行為】	<p>千葉市消費生活条例第18条第1項第3号 取引における信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。</p>	<p>千葉市消費生活条例第18条第1項第3号 取引における信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。又は、訪問購入に関しては、契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げること。</p>
身分詐称	<p>千葉市消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」</p> <p>第1項第7号 自らを官公署、公共的団体、著名な法人等の職員と誤信させるような言動等を用いて、又は官公署、公共的団体若しくは著名な法人若しくは個人が許可、認可、後援等により関与していると誤信させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p>	<p>千葉市消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」</p> <p>第1項第7号 自らを官公署、公共的団体、著名な法人等の職員と誤信させるような言動等を用いて、又は官公署、公共的団体若しくは著名な法人若しくは個人が許可、認可、後援等により関与していると誤信させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、若しくは契約を締結させること、又は、訪問購入に関しては、契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げること。</p>
著名な商品等と誤信させる行為	<p>千葉市消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」</p> <p>第1項第10号 商品又はサービスの名称に他人の商品又はサービスと同一又は類似のものと誤信させるような紛らわしい名称を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p>	<p>千葉市消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」</p> <p>第1項第10号 商品等の名称に他人の商品等と同一又は類似のものと誤信させるような紛らわしい名称を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p>
催眠商法による不適切な勧誘	<p>千葉市消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」</p> <p>第2項第9号 主たる販売目的以外の商品又はサービスを意図的に無償又は著しい廉価で提供すること等により、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、商品又はサービスの購入の契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p>	<p>千葉市消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」</p> <p>第2項第9号 主たる販売目的以外の商品又はサービスを意図的に無償又は著しい廉価で提供すること等により、消費者を正常な判断ができない状態に陥れて、商品等を販売し、若しくは訪問購入の契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p>
心理的負担を利用した勧誘等	<p>千葉市消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」</p> <p>第2項第10号 商品又はサービスを販売する目的で、親切を装う行為又は無償の検査その他の無償若しくは著しく廉価の商品若しくはサービスの提供を行うことにより、消費者の心理的負担を利用して、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p>	<p>千葉市消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」</p> <p>第2項第10号 商品等を販売し、又は訪問購入を行う目的で、親切を装う行為又は無償の検査その他の無償若しくは著しく廉価の商品若しくはサービスの提供を行うことにより、消費者の心理的負担を利用して、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p>
過去の取引情報を利用した勧誘等(二次被害)	<p>千葉市消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」</p> <p>第2項第12号 商品又はサービスの販売に関し、消費者が従前にかかわった取引に関する当該消費者の情報又は当該取引の内容に関する情報を利用して、過去の不利益を回復できるかのように告げる等消費者の窮状や不安心理につけ込んで契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p>	<p>千葉市消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」</p> <p>第2項第12号 商品等の販売又は訪問購入に関し、消費者が従前にかかわった取引に関する当該消費者の情報又は当該取引の内容に関する情報を利用して、過去の不利益を回復できるかのように告げる等消費者の窮状や不安心理につけ込んで契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。</p>
契約解除等の権利の制限	<p>千葉市消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」</p> <p>第3項第1号 消費者の契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張をすることができる権利を制限して、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。</p>	<p>千葉市消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」</p> <p>第3項第1号 消費者の契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張をすることができる権利を制限して、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。又は、訪問購入に関しては、契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げること。</p>
過量・不当な長期契約	<p>千葉市消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」</p> <p>第3項第4号 消費者にとって不当に過大な量の商品若しくはサービス又は不当に長期にわたって提供される商品若しくはサービスの購入を内容とする契約を締結させること。</p>	<p>千葉市消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」</p> <p>第3項第4号 消費者にとって不当に過大な量の商品等又は不当に長期にわたって提供される商品等の購入を内容とする契約を締結させること。</p>

過剰与信となる契約		<p>千葉県消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」</p> <p>第3項第5号 商品又はサービスの購入に伴って消費者が受ける信用がその者の返済能力を著しく超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用の供与と一体をなした内容の契約を締結させること。</p>	<p>千葉県消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」</p> <p>第3項第5号 商品等の購入に伴って消費者が受ける信用がその者の返済能力を著しく超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用の供与と一体をなした内容の契約を締結させること。</p>
一方的な契約内容の変更・履行中止		<p>千葉県消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」</p> <p>第5項第4号 継続的に商品又はサービスを提供する契約を締結した場合において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、又は債務の履行が終了していないにもかかわらず消費者への事前の通知をすることなく履行を中止すること。</p>	<p>千葉県消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」</p> <p>第5項第4号 継続的に消費者との間で取引に関する契約を締結した場合において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更し、又は債務の履行が終了していないにもかかわらず消費者への事前の通知をすることなく履行を中止すること。</p>
商品等を消費させてクーリング・オフを妨げる行為		<p>千葉県消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」</p> <p>第6項第3号 消費者の自発的意思を待つことなく商品又はサービスを消費させ、又は利用させて消費者のクーリング・オフの権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。</p>	<p>千葉県消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」</p> <p>第6項第3号 消費者の自発的意思を待つことなく商品等を消費させ、又は利用させて消費者のクーリング・オフの権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。</p>
加盟店管理義務違反		<p>千葉県消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」</p> <p>第7項第3号 販売業者等(商品若しくはサービスを販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行うものをいう。以下同じ。)の行為が第1項から第3項までに規定するいずれかの行為に該当することを知らず、又は与信に係る加盟店契約その他の提携関係にある販売業者等を適切に管理していれば、そのことを知り得べきであるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせること。</p>	<p>千葉県消費生活条例施行規則 別表第2(第5条関係)「不適正な取引行為」</p> <p>第7項第3号 販売業者等(商品等を販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行うものをいう。以下同じ。)の行為が第1項から第3項までに規定するいずれかの行為に該当することを知らず、又は与信に係る加盟店契約その他の提携関係にある販売業者等を適切に管理していれば、そのことを知り得べきであるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせること。</p>